

## 研究

## DGB 81年基本綱領と西ドイツ労働組合運動(下)

布川日佐史

## 目次

はじめに

## I 労働組合の「保護任務・形成任務」——70年代DGBの課題

- (1) DGB63年綱領とその限界
- (2) 70年代におけるDGBの新たな運動路線  
——労働組合の「保護任務・形成任務」の統——

## II 「経営をこえる共同決定」による社会改革

——DGB社会改革構想の特徴づけ——

- (1) 「経営をこえる共同決定」——DGB71年案の検討を中心に——
- (2) 「経営をこえる共同決定」と労働組合の資本・国家・政党からの自立

(以上前号)

## III 「経営をこえる共同決定」実現の方向性及びその萌芽

——経済闘争の発展の検討を中心に——

- (1) 「経営をこえる共同決定」実現のための労働組合の道
- (2) 経済危機下の「経営をこえる共同決定」の萌芽

(以下本号)

## IV DGB81年綱領の歴史的意義

- (1) 綱領改訂の経過と改訂上の要点
- (2) DGB81年綱領の内容とその歴史的意義

おわりに

## III 「経営をこえる共同決定」実現の方向性及びその萌芽

——経済闘争の発展の検討を中心に——

## 1 「経営をこえる共同決定」実現のための労働組合の道

DGB71年案の提起をうけて、70年代前半には「経営をこえる共同決定」に関わる様々な構想が論じられるようになり、労働組合内の議論の重要な焦点となった<sup>1)</sup>。まず、産業または業種規模で私的資本の投資活動を誘導・規制——「投資誘導(Investitionslenkung)」——するため、産業・業種レベルの「経営をこえる共同決定」に向けた要求案が、「構

造不況」に陥った化学、造船、自動車、繊維産業に関連する労働組合によって提起された。これらの労働組合は、投資の報告を義務づけ、投資の規模、内容を点検する「投資報告所 (Investitionsmeldestelle)」や、政、労、使の三者構成からなり投資禁止命令権を持つ「産業部門委員会 (Industriegremien)」の設置を要求し、投資を直接規制しうる共同決定権を労働組合に与えるべきことを提言した。次いで銀行業においては、公的機関と銀行の信用供与上の分担関係を見直し、信用供与に際し投資の質に関わる基準を確定する新たな共同決定機関の設立が提起され、銀行国有化の必要性さえ論じられるに至った。

こうした産業、業種レベルの「経営をこえる共同決定」と並んで、州、地域レベルの共同決定要求も噴出した。雇用機会が少なく、かつ社会基盤の充実が遅れている「問題地域」、ニーダーザクセン等「構造不況業種」を抱えた地域において、州、地域の「構造転換」が緊急課題となっていた。私的投資と公的投資を総合的に誘導し、複合的な問題を解決するには、州、地域レベルの共同決定の実現が必要とされた。ヘッセン州 DGB 本部が、全国に先駆けて州の経済審議会への参加を拒否し、それに変わる「州経済・社会委員会」を設立すべきことを強く要求したのは、こうしたことを背景としていた。<sup>2)</sup>

しかし、かかる「経営をこえる共同決定」具体化のための萌芽的経験は、74年以降経済危機が深刻化し、労働組合運動を取り巻く政治経済情勢が一変したもとは、大きな限界に直面しなければならなかった。<sup>3)</sup>

74年以降他の先進資本主義国と同様スタグフレーションに襲われた西ドイツにおいて、西ドイツ独占資本は、その生き残りをかけて対外進出、国際化を一層推し進め、そのための緩衝装置として青年、婦人、低学歴層、外国人労働者を利用し、彼らに大量失業を強制した。また経済危機が進む過程で ME 機器の導入が急展開し、そのもて労働者の資格は引き下げられ、労働強化が進んだ。それに加えて先に述べた労働者階級内部の「分断化傾向」が強まった(こうしたなかでの倒産、職場消滅、失業問題の深刻な状況は第4表に示した通りである)。さらに資本は、協約交渉事項を制限し、ロックアウト戦術を採用し、「76年共同決定法」に対する違憲訴訟をおこすなど、労働組合の弱体化をねらった一連の措置を目的意識的に行なってきた。かくして、資本と労働の二律背反的対立が表面化し、DGB はついに「協調行動」から離脱し、「伝統的に成功を取めてきていた統合戦略、統合イデオロギーの効力が、BRD 史上初めて失われた」<sup>4)</sup>状況が生じた。

こうして階級対抗の先鋭化が進むなかで、独占の支配権に手を触れない範囲の「改良政策」が展開する余地は失われた。しかも SPD 政府は、74年を境に社会改革路線を

第4表 職場の消滅・失業

	物価指数 (対前年比) ①	実質賃金 (対前年比)	生産性上昇 (対前年比)		倒産		事業所閉鎖		失業率(%)								
			全産業	工業	件数	消滅職場 ②	件数	消滅職場 ③	全体	女子	20 〜 25歳	55 〜 60歳	職業訓練 終了者	パート 労働者	外国人 労働者		
1970	3.4				2,716	50	756	60.7									
1974	7.0	+2.6	2.4	2.9	5,956	186	882	104.9									
1975	6.0	+1.2	1.6	1.1	6,953	145	767	82.7	4.4	5.5	6.5	4.2	5.3	9.8	5.8		
1976	4.5	-0.3	6.1	8.2	6,808	157	518	60.3	3.9	5.4	6.0	5.2	4.6	10.2	3.8		
1977	3.9	+1.8	2.9	3.2	6,929	109	495	45.3	4.0	5.7	6.2	5.6	4.9	11.2	4.3		
1978	2.9	+3.6	2.5	2.2	5,949	85	464	45.2	3.8	5.5	5.8	5.6	5.1	10.7	4.6		
1979	2.6	+1.3	3.1	5.0	5,483	73	374	34.6	3.2	4.8	4.5	5.7	4.5	9.9	3.9		
1980	4.4				6,315	66			3.5	5.1	5.1	5.5	5.4	10.3	4.8		
1981					8,494	106			5.4	7.1	8.5	6.6		13.4	8.5		

① 1970=100 ② 単位=1,000 ③ 単位=1,000

(出所) Memorandum '82, S.40, 及び IMSF, Soziale Bewegungen 9, S.11, 12 より作成。

放棄し、大量失業の発生を逆手に取り実質賃金の圧縮と労働組合の弱体化を図る「経済安定路線 (Stabilitätspolitik)」へと政策を転換した。かくして労働者と勤労市民の利害にもとづく社会改革か、資本蓄積の保障を最重点目標とするマネタリズム的「緊縮路線 (restruktive Kurs)」かの対立が顕在化した。

DGBは、資本と国家による労働組合攻撃によって、労働組合の保護機能が危殆に瀕し、かつ、労働組合の「形成任務」が、労働者の要求と権利に敵対する保守的支配層からの攻撃にさらされる事態に直面した<sup>5)</sup>。労働組合は一時的に「恐慌ショック」に陥り、経済闘争は停滞を余儀なくされた。「経営をこえる共同決定」について見るなら、それは資本による「労働組合国家」批判キャンペーンの槍玉にあげられた。76年末には、衆議院「憲法調査委員会」において、DGB71年案にもとづく「経済・社会委員会」設立要求が、SPD委員も含め全会一致で否決されるという事態が生じた<sup>6)</sup>。「経済・社会委員会」は、憲法に抵触するほどの権限を持つものではないが、国家の決定機関の自由を大きく制限し、現在すでに衆、参両院に分かれている立法過程を一層遅延させ、民主主義的代表機関の決定能力を弱体化する恐れがあるというのが、その否決理由であった。

かくして、SPD及びその政府に頼って、立法をもとに「経営をこえる共同決定」制度を設立する可能性は失なわれた。しかし、雇用問題が深刻化し、社会的貧困と「合理化」が著しく進展しているもとでは、資本蓄積活動を「上から」誘導・規制し、産業政

策及び地域開発政策を資本の排他的支配権のもとから解放し、教育訓練機関の改善を図る等の必要性は、いよいよ高まらざるをえない。レミンスキーが述べているように、「労働権、完全雇用、労働の人間化、合理化の社会的コントロール、若年失業者闘争、資格保障……これらの問題は、労働組合員のみならず全労働者が直面しているものであり、労働組合は直接的な答えを出さなければならない<sup>7)</sup>」のである。ここで、「経営をこえる共同決定の制度案は、労働組合の構想から消えてしまうのではなく、それが困難の除去にどのように貢献するかが問われるのである<sup>8)</sup>」。労働組合は、制度要求の内容上の手直しを行ないつつ、政党と国家に依存するのではなく、自主的な運動の発展によって、先に見た「経営をこえる共同決定」が果たすべき複合的機能の内実を獲得する方向へと進まざるをえない。再度レミンスキーの言葉を借りるならば、「長期経済計画や、 $x\%$ の社会的生産のため、また経済・社会委員会設立のため、誰がデモンストレーションやストライキに立ち上がるであろうか。……経営をこえる共同決定は、労働組合員の自明の利害と結びつかなければならない<sup>9)</sup>」のであり、労働組合は、その実現のために「労働者の具体的不満と結びつき、労働協約政策において誤まった投資を指摘し、労働者をそれとの闘いに動員し、具体的な労働条件に関わる最低基準を要求する道<sup>10)</sup>」を行かなければならない。

西ドイツ労働組合運動は、経済危機下にレミンスキーの指摘した方向に沿って新たな経済闘争を展開させ、そのなかで「経営をこえる共同決定」の実現に向けた重要な経験と手がかりを獲得していった。次にこうした闘争の進展を概観しよう。

## 2 経済危機下の「経営をこえる共同決定」の萌芽

DGBが「恐慌ショック」から立ち直る契機となったのは、75年9月から10月にかけて青年組合員が地域から巻き起こした運動の高揚であった。<sup>11)</sup>青年労働者は、失業克服、教育訓練施設廃止反対、職業教育の改革等の重点要求を掲げ、13地域で10万人以上が参加するデモンストレーションを展開した。この運動が、「経営をこえる共同決定」に関わる要求を掲げていたことは注目すべき点である。76年に入ると、金属産業労働組合(IGM)、印刷産業労働組合(IG Druck)など左派の先進的産業別組合は「恐慌ショック」を克服し、賃金協約闘争の自主性を回復し、資本の賃金抑制政策を打破する新たな闘争を開始した。

まず、印刷産業労働組合が取り組んだ賃金闘争を見ておこう。印刷産業では、ME機

器の導入によって70年から5年間で3,500の職場が消滅し、「高利潤が投資を生み、職場を創出する」という資本が従来主張してきた図式の欺瞞性が明らかになっていた。こうしたなかで、IG Druck は、5.4%という賃金ガイドラインの突破をめざし、76年4月から5月にかけて延べ10万人のストライキを実施した。経営者団体は、協約交渉さなかに全従業員14.5万人中約半数の713事業所6.8万人をロックアウトするという対抗手段をとったが、結局、同労組は6.66%の賃上げを勝ちとった。69年「9月スト」のような「山猫スト」という形態ではなく、71年以降の大会決議をもとに産業別組合全体が、組織をあげて賃金ガイドラインからの脱却、資本と国家からの自立をめざして闘い、それを貫徹したことは運動の新たな質的發展を示すものであった。この闘争は明らかに従来の賃上げ闘争と性格を異にしていた。左翼の立場にたつ労働組合運動研究者のK.ピックスハウスは次のようにこの闘争を性格づけている。

「労働組合の協約政策の自主性を守るため、産業別労働組合を挙げて国家の緩衝機構と所得政策に反対したのであり、政治的ストライキと特徴づけることができる。」<sup>12)</sup>

労働組合の自主的な「下から」の運動は、賃金闘争だけではなく、「合理化」反対闘争においても大きく前進した。労働組合は、60年代末以来「協調行動」によって賃金交渉が制約されるなかで、それに対応して合理化保護協約交渉に新たな重点を置いてきた。70年代後半の経済危機下この分野で新たな段階を画したのは、78年に連続して闘われた印刷産業及び金属産業両労働組合の闘争であった。

まず、賃金闘争においても重要な前進を示した印刷産業労働組合の闘争を見よう。IG Druck は、76年賃金闘争において自主的賃金決定権を回復した成果の上に立ち、「合理化」規制への取り組みを強化した。同労組は、ME「合理化」の進展に対し、「新技術の導入をコントロールし、社会に適合させることが重要であり、必要な際には、合理化・技術革新過程を一時中断させる」との姿勢で、ME機器導入がもたらす諸結果からの保護と、新技術導入の規制、経営民主化と資本の利潤追求メカニズムへの介入とを保障する協約の獲得をめざした。<sup>13)</sup>

この時期、ME機器が公共部門も含め全産業へ急速に導入され始め、生産と雇用に関わる根底的な変化が予想されており、ここで結ばれる協約が全国モデルとなるのは明白であった。それゆえ、77年末からの協約交渉は難行し、経営者側は交渉拒否とロックアウトで対抗した。同労組は、77年12月に153企業で延べ1.8万時間に及ぶ警告ストを実施し、さらに翌年2月から3月にかけて、再交渉を拒否してきた経営者側に対して11日

間にわたる24時間ストを貫徹し、合理化保護基本協約を獲得した。この協約は、ME機器導入による職場の消滅、資格低下、所得低下から労働者を保護する上で、従来の「退職計画」の枠をこえたものであり、配置転換や賃金支払条件など生産過程と労働組織に対する労働者によるコントロールを可能とする内容を含んでいた。

この協約は、「経営権を制限し、あらゆる領域における民主的規制及び共同決定のための闘争を媒介する重要な萌芽となった<sup>14)</sup>」と評価できる。

次に金属産業労働組合の闘争を見よう。まず、北バーデン・ヴェルテンベルク地区IGMは、ME技術導入による資格の低下と配置転換とに対する規制を中心課題に掲げ、78年1月以降警告ストを繰り返し、3月には68事業所8.5万人の重点ストを行なった。これに対して経営者側は、78事業所14.6万人のロックアウトで対抗した。こうした激しい闘争の結果IGMは、新技術導入による配置転換だけでなくあらゆる配置転換を規制することを協約化するのに成功した。

こうした闘争の高揚を背景に、同年5月に開催されたDGB第11大会においてフェッター会長は、経済危機と政治反動の相互作用を断ちきるため組合の自主的運動の力と連帯の強化を図ること、労働権実現には週35時間への労働時間の短縮こそ必要とされていることを宣言した<sup>15)</sup>。

IGMの鉄鋼部門は、このDGB大会を受け、週35時間制導入をめざす基本協約交渉を78年8月から開始した。11月初旬に提示された経営者側回答は満足できるものでなく、鉄鋼労働者は11月末から12月にかけて8事業所3.7万人の重点ストを行なった。これに対し、経営者側は7工場2.7万人をロックアウトし、ようやく翌79年1月に合意が成立した。労働組合は、週40時間の壁は破れなかったものの、3交替制労働者に年12シフトの休暇を保障させ、鉄鋼部門だけでなく全ての金属労働者の有給休暇の1週間延長(年間6週間へ)を獲得した。

翌79年から80年には、以上の左派産業別労働組合にとどまらず、従来社会パートナーシップの立場を堅持してきた労働組合にも新たな動きが見られた。繊維・衣料産業労働組合(GTB)において、合理化保護、労働時間短縮を要求する運動が、下部から急速に広がった。また、近年就業者数が急増してきた第3次産業においても、商業・銀行・保険労働組合(HBV)<sup>16)</sup>を中心に新たな運動が開始された。

以上のごとく78年から80年にかけて、経済闘争の新たな展開が相次いで起こった(第5表・6表参照)。これらの闘争は、資格低下、労働強化、職場の消滅、配置転換など

第5表 ストライキ件数（1975—81）

（単位=1,000）

年	公式統計	最低件数 <sup>①</sup>	%
1975	36	55	64.5
1976	169	589	28.7
1977	34	226	15.0
1978	488	1,126	43.3
1979	77	174	44.3
1980	45	632 <sup>②</sup>	7.1
1981	253	3,076	8.2

① IMSF 独自の調査によるストライキの最低件数。

② 繊維産業労組の警告ストを含む。

（出所） F. Deppe, Ende oder Zukunft der Arbeiterbewegung? Pahl-Rugenstein, Köln 1984, S. 69.

第6表 ストライキ、警告スト及び他の諸闘争への参加者数

（単位=人）

要因	1975	1976	1977	1978	1979	1980
協約闘争	55,000	589,000	226,000	913,500	210,100	264,800
職場消滅反対	20,000	34,000	117,000	130,000	54,900	379,700
人員削減反対	8,000	—	4,000	3,000	7,200	87,000
総計	83,000	623,000	347,000	1,046,500	272,200	831,500

（出所） IMSF, Soziale Bewegungen 11, 1982, S. 21.

ME「合理化」の諸結果から労働者を守るための闘争であり、基本的には防衛的性格のものであった。しかし、一連の経過から明らかなように、労働組合は資本によるロックアウト攻勢にさらされながらも、78年D G B大会で確認された全国的な闘争への支援と連帯を強め、社会的政治的対決へと闘争の性格を発展させた。その結果、資本の利潤追求メカニズムへの介入を強化し、投資の質を規制しうる一定の基準を協約化するのに成功した。それはまさしく、レミンスキーの言う「労働協約政策において誤まった投資を指摘し、労働者をそれとの闘いに動員し、具体的な労働条件に関わる最低基準を要求する道」に沿った端緒的成果であった。この成果は、「経営をこえる共同決定」の内実を「下から」の運動によって獲得した貴重な一歩であった。

労働組合はこの闘争を通じて、失業克服、労働権の実現と労働者の保護は政府の景気対策の手直しを求めるだけでは達成されないことを学んだ。労働組合は、社会パートナーシップ関係が崩れS P D政府が社会改良路線を放棄したもとの、雇用・産業・地域開

発・教育・財政金融政策等の抜本的改革を実現するため、賃上げと「合理化」反対の経済闘争だけでなく、政党から自立し、資本と国家に対抗する「下から」の多様なかつ広範な運動の実践を開始したのであった。<sup>17)</sup>

労働組合は、新たに高揚してきた失業者運動や市民運動と連携し、賃金・合理化保護協約交渉にとどまらない「下から」の運動を強化していった。実際、そのなかで「下から」の広範な運動によって、地域政策に大きな影響を与えた経験も生じた。単一産業構造ゆえ不況地域となったザール地方を例にとるなら、ここでは I G M を中心とした労働者と、労働者の購買力に依存している自営業者、カトリック教会、市民運動団体が連帯して、抜本的な構造不況地域対策を求める運動に取り組み、77年5月から11月にかけて5千から1万人規模のデモンストレーションを繰り返した。この運動には全国的支援が寄せられ、I G M ハンブルグ、ブレーメン両地区などは、1.5万人規模の支援集会を成功させた。その結果この運動は、州及び地方自治体に69億マルクの子算措置を伴う地域対策を策定させ、所得を保障し「合理化」をコントロールするために、雇用保護、雇用削減に関する必須基準を確定させるという成果を獲得した。<sup>18)</sup>労働組合が、勤労市民と連帯して「下から」の運動を展開し、公的・私的投資の結合システムとネットワークを樹立することによって「経営をこえる共同決定」の内実を一定実現させたという点で、このザール地方の運動は画期的意義を持っている。

ここで「保護任務・形成任務」の統一の実現をめざす D G B の社会改革運動の基本的性格に関わる問題として指摘しておかねばならないのは、こうしたなかで労働組合の国家認識の変化が顕在化してきたことである。すなわち、上で見てきた多様な「下から」の運動は、その発展方向として政治的力関係を変え、「国家の統治権力 (Macht der Staatlichen Verwaltung)」・巨大官僚機構の改革に向かわざるをえないことを、労働組合自身が、運動を通じて認識したのである。<sup>19)</sup>科学技術政策、エネルギー政策、労働市場政策など多くの領域で「国家の形成任務」が増大し、国家活動が肥大化するにつれ、逆に議会の統制が及ばず、労働組合の影響力もとどかない「国家の統治権力」・巨大官僚機構が成立してきたこと。そしてこの国家の統治権力は、「統制が困難であり、かつ資本増殖だけを目的とする企業活動と同じように、労働組合に対し敵対的にふるまっている」こと。<sup>20)</sup>現実の展開によってこうした認識を深めざるをえなかった D G B は、国家そのものが社会改革的機能 (「国家の形成機能」) を有するとしてきた従来の国家認識の修正を求められた。かくして、「統合派」はもとより「改革派」の国家認識を改めることが要請され

た。DGBは、こうした経過を経てようやく、国家官僚機構に対する批判を鮮明にし、その改革のための独自の運動に取り組むことを可能とする位置へ到達したのであった。西ドイツ国家独占資本主義の民主的改革を展望する上で、かくなるDGBの国家認識の転換は決定的とも言える意義を持っている。DGBの運動の質を問う上で、国家に関わる要求をすべて「体制統合」的なものと決めつけるのではなく、こうした変化をこそ考察の対象としなければならない。

- 1) これは、「投資誘導」をいかに行なうかという問題として、労働組合内だけでなくSPD内部においても活発に議論された。この論争を概観するには、仲井斌『西ドイツの社会民主主義』岩波新書、1979年、参照。他に、山王丸ノリ（「投資コントロールについて」『海外労働経済月報』1975年11号）、佐藤誠（「ネオ・ソージャリズムの経済政策」『労働調査時報』1977年8月号）、渡辺朗（「投資レンククと経営をこえる共同決定」『日本経営学会年報』49集、1979年）、諫山正（「OR'85」新潟大学『経済年報』'80—1）、原田溥（「IMSF『投資誘導と投資統制』九州大学教養部『社会科学研究紀要』1981年2月）各氏の業績がある。
- 「投資誘導」に対するマルクス主義的立場からの基本的評価については、Christoph Butterwege, Markt, Plan und Profit. Zur politischen Ökonomie der Investitionslenkung, in: IMSF-Jahrbuch 1/1978, S.58-81, 参照。
- 2) G. Leminsky, ⑥, S.287.
- 3) 以下で見る70年代後半における西ドイツ国家独占資本主義の危機と政策転換については、IMSF-autorengruppe, a. a. O., S.25-30, 参照。（翻訳近刊予定）
- 4) F. Deppe, ①, S.296.
- 5) 「公式統計に示されているより多くの大量失業が長期化するなか、職場を消滅させ、資格低下をもたらす新技術が導入され、しかも実質賃金及び国家の社会保障給付等の社会的資産に対する資本と国家からの攻撃が行なわれ、労働組合の保護機能はおぼつかなくなっている。……労働組合の形成任務は、支配勢力、保守勢力からの権利と要求に対する攻撃に直面している。」
- F. Deppe, ③, S.6 ff.
- 6) Vgl., G. Leminsky, ⑧, S.718.
- 7) G. Leminsky, ⑩, S.251.
- 8) Ebenda. S.251.
- 9) G. Leminsky, ⑧, S.722.
- 10) G. Leminsky, ⑤, S.290.
- 11) 70年代後半の西ドイツ労働組合運動の展開については、各年ごとの争議は個別に紹介されてはいるものの、総括的に検討したものは少ない。本稿は以下の文献をもとに70年代後半の運動の発展過程を概観する。Klaus Pickshaus, Krisenbedingungen und Arbeitskämpfe Zur Entwicklung sozialer Kämpfe in der Bundesrepublik 1975 bis 1978, in: IMSF-

- Jahrbuch, 1/1978, S.242-272. Soziale Bewegungen Analyse und Dokumentation des IMSF, 7・8・9・10.
- 12) K. Pickshaus, a. a. O., S. 253.
- 13) I. G. Druck 11大会 (77年10月)における L. Mahlein 委員長の報告より引用。in: K. Pickshaus, a. a. O., S. 270 ff.
- 14) Ebenda, S. 271.
- 15) Vgl. H. O. Vetter, ⑦.
- 16) 以上の過程をより立入って考察しておこう。G T Bは、労資パートナー関係を堅持し積極的に産業構造の転換に協力してきたが、その結果、繊維衣料産業の就業者は1960年の約100万人から1977年には59万人へと半減し、G T B組合員も同期間に35.5万人から28.7万人へ減少した。この部門は、女性労働者の比率が高く(組合員構成で見ると55%)、しかも、賃金、労働条件の実態たるや他産業と比べ著しく低劣な状態であった。所得は月収約400~600マルクほど他産業平均より低く、低賃金層の最底辺をなしており、しかも1/3以上の労働者が出来高払いの賃金体系下にある。その上、パート労働者の割合も高く、1978年時点でのパート化率の全国平均が3.5%なのに対し、繊維部門では6.5%、衣料部門に至っては10.3%に達していた。また、交替制勤務が広く取り入れられ、年次有給休暇も他産業より少なかった。さらに根本的な問題として、衣料部門では、1960年に労働基本協約が失効して以来20年近く基本協約が締結されないままになっており、労働者を保護する支えがない状態が続いてきた。

かくして、「前資本制的・温情主義的」労資関係を打破し、「労働の人間化」と、休憩時間の導入、有給休暇の延長等の労働条件改善を求める潜在的要求は非常に高まっていた。

G T Bは、1979年5月に賃金協約交渉と合わせて基本協約交渉を開始した。その過程で、労働組合幹部、経営者団体の双方が予期しえなかったほどの運動が、下部から急速に展開した。「最新流行の服を作っている私たちは、時代遅れの協約を望まない」とのスローガンのもと、5月15、16日両日だけで全就業者の約1割にあたる116事業所、2.5万人の労働者、職員が警告ストを実施し、この圧力によって翌17日、経営者側に20年ぶりの基本協約を承認させるのに成功した。

この協約は、具体的にあって個別経営者の恣意にまかせる部分はあるが、1シフトあたり30分間の有給休憩時間を実現し、クリスマス、大みそかの賃下げなしの早じまいを認めさせる等の成果を含んでいた。このように、社会パートナーシップの典型とされてきた労働組合においても、下部の婦人労働者を中心に、劣悪な労働条件を克服するための自主的闘争が高揚したのであった。

また、近年就業者が急速に増大してきた商業、金融、放送関連の労働組合や、教員、ジャーナリストの労働組合も、活発な運動を展開し、新たな労働者グループが闘争に加わり始めたことを立証した。

銀行部門を見るなら、77年以来収益が回復し、78年には前年比13%増の高収益をあげる一方で、信用業務と情報処理業務へME機器が急速に導入されてきていた。こうして新たな質の「合理化」が進展し、かつ、パート労働者の割合も増大していた。商業・銀行・保険産業

労働組合（H B V）は、79年1月に労働時間の短縮を重点目標とした協約闘争方針を新たに確定し、交渉に入った。3月初旬に経営者側の回答があったが、H B Vが受け入れられるものではなく、特に職員層の経営者に対する反発を高めた。H B Vは、3月21日にドイツ銀行西ベルリン本店と3支店において警告ストを行ない、45分間営業を停止させたが、それを契機に、ミュンヘン、ハンブルグ、ザールブリュッケン、ハノーヴァーの各銀行へ警告ストの波を広げ、6万人以上の抗議行動を実施した。

かくして4月に結ばれた協約は、休暇を1日ないし2日間延長し、最低5週間、50歳以上には6週間の有給休暇を確保した。また、重要な成果として、50歳以上の従業員の解雇規制を強めた。

M E化によって30%に近い労働者がパート化し、「能力に応じた変動労働時間制」が導入され、単調労働とストレスの増大、失業多発が深刻な問題となっていた商業部門においても運動の高揚が見られた。また、週40時間を求めて闘った教員や、スト権を認められてこなかった放送部門等、新たな分野における運動が展開し始めた。

Vgl. A. Achenbach u. a., *Arbeitskampf an neuen Fronten Zu den Aktionen und Streiks im Bereich der GTB, HBV, GEW und RFFU 1979, IMSF-Soziale Bewegungen*, 8, 1980.

- 17) Vgl. F. Deppe, ①, S. 307 ff.
- 18) Vgl. K. Pickshaus, a. a. O., S. 265-267.
- 19) Vgl. G. Leminsky, ②, S. 250.
- 20) Ebenda, S. 250 ff.

ここでレミンスキーはD G Bの国家認識の変化について次のように述べている。「国家と経営者に対する評価を変えること、つまり労働組合自身の力を認識することが求められている。国家に関して、ワイマール期やこの10数年間と比べてはるかに現実しに即した判断が行なわれるようになった。労働組合は、完全雇用や産業・地域政策を協約政策だけで誘導できないことを知った。しかし、もはや国家は中立でも、全体の福祉を保障するものでもなくなっている。……『経済民主主義』において、また1945年以降もほとんど認識してこなかった国家の側面が現われてきた。すなわち、国家の統治権力である。……様々な領域において国家の形成任務が増大するにつれ、議会の統制を受けず、かつ労働組合の影響も及ばない灰色の領域（Grauzone）の中に、権力要因（Machtfaktor）が確立されてきた。」

## IV D G B 81年綱領の歴史的意義

### 1 綱領改訂の経過と改訂上の要点

1969年D G B第8大会以降、労働組合の基本的任務として「保護任務・形成任務」の統一という定式化がなされてきたが、72年D G B第9大会はこの方向に沿って新綱領制定の準備に取りかかることを決議した。<sup>1)</sup> ドイツ郵便労組（D P G）E. ラブイト委員長が

提起した「社会改革を前面に出し、それについて組合員間の議論を深め、新綱領制定の基盤を固めることをDGB幹部会に委任する」との動議が採択され、新綱領制定にむけた作業が開始されたのであった。

産業別労働組合の中には、DGB綱領の改訂に先立ち、自らの産別組合綱領を改正した組合もある。印刷産業労働組合は、74年1月に「20世紀最後の四半世紀における労働組合の役割と任務 (Rolle und Aufgaben der Gewerkschaften im letzten Viertel des 20. Jahrhunderts)」、DPGは同年10月に「社会・職業政策綱領 (Gesellschafts- und Berufspolitische Programm)」と題する新綱領を採択した。両者とも、DGB63年綱領と比べて社会・経済状況の階級的な把握を明確にし、労働組合の任務として社会改革を前面に掲げたものであった。

しかし、74年を境にした政治経済情勢の変化によって、DGB綱領改訂作業は大幅に遅延することになった。75年DGB第10大会は改訂を先送りにせざるをえず、その間に左派産業別組合内部において、綱領改訂をめぐる情勢認識の相違が表面化してきた。IG Druckは、「所有問題に介入しつつ、経済新秩序づくりをめざす要求を再び綱領に取り戻す」べく、改訂を積極的に推進しようとしたが、逆にIGMは、資本と国家による反動的な激しい組合攻撃により、かえって綱領が右よりに修正されかねないとの不安を高めていた。他方、「統合派」は、社会パートナーシップが動揺するもとの綱領改訂は避けるべきだとして綱領論議を沈滞させ、遅延させる方針をとった。78年3月にフェッター会長が、改訂作業の遅れは「多くの人々が経済的困難と社会的転換の時期に綱領を議論するのは適当ではないと考えている」ことにあると述べたが<sup>2)</sup>、この「多くの人々」とは明らかに「統合派」を指したものであった。かくして、78年5月のDGB第11大会においても綱領を制定することはできず、81年春に臨時大会を開催し、そこで綱領を制定するということが決議された。

しかし、Ⅲ章で見たように、この78年こそ印刷、金属両産業別組合を先頭に労働組合運動が高揚し、新たな転期となった年であった。こうした運動の展開を背景に、ようやく79年10月に綱領草案がまとめられ、下部討議に付された。この綱領草案に対して、「前文」を中心に論議が深められ、数多くの修正案、意見が提出された<sup>3)</sup>。

DGB綱領の改訂に際して、60年代末以来の理論的実践的前進をふまえるならば、以下の点が主要な課題となるべきものであった。まず第一に、西ドイツ社会の理論的分析に関して、労資をパートナーと捉え、階級国家論を否定した規定の再検討である。こ

ここで重要なのは、単に「統合派」的規定を変更するだけでなく、「国家の形成任務」に対する評価を変え国家機構に対する批判を鮮明にしてきた「改革派」の国家認識が新綱領に反映されるかどうかである。すなわち、新綱領において、国家は労資の中立的利害調整者だとする規定を廃すことはもとより、70年代の西ドイツ国家独占資本主義の展開過程において議会や民主的運動体の権限を形骸化させる巨大官僚機構が生み出されてきたことを明示する規定を掲げ、その改革の展望をさし示すことが要請された。

第二に、労働組合の実践にとっては、協約闘争を始めとする「下から」の運動の発展をふまえ、労働組合が資本・国家・政党から自立し、労働者階級の利害を基本とした自主的政策を、「下から」の自主的運動の力によって実現するとの規定を厳密なものとする<sup>4)</sup>こと、そしてこうした運動の発展方向を明示することが求められていた。その際、国家独占資本主義の政官財の癒着構造を打破するため、政治的ストライキを含め労働組合独自の闘争手段を豊富化すること、勤労市民、市民運動との連帯を明確に提起すること、また特に重要な点として、産業、地域、教育政策等に関する共同決定権確立の意義を明示し、それを具体化するための制度や措置を新綱領に掲げること、これらが綱領改訂上の重要な要点であった。では、81年綱領はこうした課題にどのように答えているのであろう。

## 2 DGB81年綱領の内容とその歴史的意義

まず81年綱領「前文」において、DGBがそもそも依って立つ社会認識に関わる重要な補足が行なわれていることを確認できる。新たに加えられた規定とは、以下のものである。

「<3項> 工業化の初期以来、資本と労働の利害対立により、社会的社会改革的対立がひき起こされている。

確実な職場、人間にふさわしい労働条件と生活条件、十分な所得の確保をめざす労働者の利害は、利潤の最大化を目標とする経営者の利害と対立している。」

すでに見たように63年綱領は、労資をパートナー関係とみなし、DGBの任務として統合秩序をつくり出すべきことを掲げていた。それと比べ、右派による反対、修正をはねのけて採択されたこの新たな規定は、労資の階級対立関係を明言したものであり、60年代末以降の理論的実践的前進を全面的にふまえたものとなっている。これと関連し、具体的現状分析についても次の規定が加えられた。

「<20項> ……しかしながら、職場の不安、所得分配及び財産分配上の不公正、教育の機会均等の欠除、経済力への従属は、克服できていない。それに加え、新技術導入により、労働条件は悪化し、資本の利益のみを目的とした労働組織の再編により労働が強化され、負担が増大してきた。」

綱領の冒頭部分に盛り込まれたこれらの新たな規定は、以下、労働組合の任務から諸政策に至る綱領全体の内容を基本的に拘束している。

これを受け、労働組合の基本的任務は次のように規定された。

「<18項> 労働組合は、自助、闘争組織として、経済的社会的に弱い立場にあることのもたらす結果から、組合員を保護する。

労働組合は、社会的社会改革的 (soziale, gesellschaftliche) 運動として、労働者を経済的に従属させ社会的に弱い立場においている原因 (Ursache) を除去する任務を有する。

労働組合の保護及び形成機能は、分離しがたい統一をなしている。」

フェッター会長による70年代初頭の定式が、明確に「政治運動としての労働組合」と断言していたのと比べ、社会的という用語を二重に使う (soziale と gesellschaftliche) など表現上鮮明さを欠いている点はあるものの、ここには、労働組合の「形成任務」が確定されている。このようにDGBが貧困の原因を除去する任務を有すると明言したことは、労資の利害調整、統合秩序の確立を任務としていた63年綱領からの重大な転換を示している。と同時に、70年代にDGBが取り組み始めた運動の発展方向が、綱領路線として定着したことを示している。

資本との対抗関係が強まるなかで、この「保護任務・形成任務」を統一的に実現するには、「下から」の運動の力量の高まりと団結の力が決定的に重要なのである。この点を明言する項目が新たに付け加えられた。

「<14項> 基本的権利の実現と保障のためには全労働者の連帯 (Solidarität) が必要である。連帯は労働組合運動の基礎である。労働者は団結すればこそ、自由かつ平等な権利を獲得し、充分活用できる。

強力な労働組合の存在が、生産手段の処分権力 (Verfügungsgewalt) から生じる権力とその影響力に対峙し、労働者の経済的社会的利益を保護し、実現するための前提条件である。」

「<17項> ……あらゆる企業、産業、国家諸機関の労働者が団結することによって始めて、個々の集団間の不自然な相違や待遇上の格差を克服できる。労働者の統一だけが、経営者の経済的的政治的権力との対抗を可能とさせる。」

経済危機とME「合理化」の進展により、労働者階級内部に「分断化傾向」が強まる危険性に対し、団結と統一にもとづく強力な労働組合の存在こそ、労働者を保護し、社会改革を実現させるとの原則がここに確定されている。

さらに、資本による労働組合弱体化をねらった一連の攻撃を批判し、労働組合の自主性は犯すべからざるものであることを次のように断言した。

「<7項> 自由かつ自主性を持つ労働組合は、民主主義社会の前提条件である。労働組合は、その存立、活動領域、権利を自ら闘い取ってきた。労働組合の自主性と活動の自由に対するあらゆる攻撃は、同時に民主主義の基礎に対する攻撃である。

労働組合は、民主主義に依拠して、その存立基盤を擁護する。」

続く「1章 労働者の権利」、「2章 労働関係」の両章において、新綱領は、「労働者の人格、人間としての尊厳は、職場においても尊重されねばならない。労働力を商品として査定してはならない」（2章1項）との原則を明言し、全労働者を対象とする一般的権利の確立の重要性を強調している。81年綱領に新たに取り入れられた権利要求のうち、主なものは次の3点に要約される。

第一に、「労働権と職業訓練権」である。新綱領は完全雇用の実現と、無料かつ公正な職業訓練を自由に選択できるようにすべきことを真先に要求している。第二に、ストライキ権を擁護し、ロックアウトを禁止すべきことが新たに要求されている。

「<1-5> 労働組合のストライキ権は侵すべからざるものである。経営者による抑圧手段としてのロックアウトは、いかなる形態であろうと憲法違反であり、禁止されねばならない。

労働組合は、ロックアウトを自らの活動の可能性と存立に対する攻撃とみなし、団結してそれと闘う。」

第三に、労働協約の自主的決定権が強調され、新綱領は「賃金引き上げに対する国家のいかなる干渉も許容できない」（1・6）と断言した。

以上、81年綱領「前文」を中心に検討したが、そこでは西ドイツ社会に対する現状認識、労働組合の任務、さらに任務達成のための団結にもとづく自主的闘争の力、労働者の権利等々に関する新綱領の叙述が、旧63年綱領制定以降の実践的理論的前進の到達点を反映し、いずれも積極的内容へと変更されるか、あるいは新たな諸規定によって補充されたものであることが確認できた。そこに盛られた内容は、基本的には経済闘争と政治闘争のより高い次元での統一をめざす方向へ、D G Bの運動路線が前進したことを示すものであると言える。

それでは、貧困の前提条件の除去、もしくはそれにつながる社会改革の実現をめざしてきた「労働の人間化」要求や、こうした「形成任務」の中心課題と位置づけられた「経営をこえる共同決定」要求は、どのように81年綱領に盛り込まれているのであろうか。次に、この点を中心に新綱領の経済政策を検討しよう。

81年綱領は、新たに章をおこして「権利としての労働の人間化」を提起している。その内容たるや、DGBが63年綱領から資本主義的合理化への基本的態度を大きく転換し、労働者の保護と自己形成を統一的に実現する方向へ積極的に前進したことを示したものである。

### 「3章 労働の人間化

<3・1> 労働者は、人間にふさわしい労働をなす権利を有する。労働条件はこの労働基本権を満たすものでなければならない。」

ここでこの権利は、労働過程における労働者の保護と労働能力の形成のために要求されているだけでなく、社会問題化してきた家庭生活、家族の危機を打開するため、さらに労働者の社会的政治的自覚・判断能力を高めるためのものと位置づけられていることに注目しておく必要がある。

「<3・1> ……労働条件は、人格や人間の職業上社会上の立場を左右するだけでなく、家庭生活、休暇、教育機会の利用、社会生活の参加に影響を与える。」

「<3・9> 夜間労働、交替制勤務、週末・休日就業、不規則時間労働は、必要最低限にとどめられるべきであり、当該労働者の社会的政治的生活を保障しなければならない。」

63年綱領は、「生活の一般的水準の改善と困難な人間労働の緩和にとって決定的役割を果たす要因として、技術進歩を無条件に認める」としており、そこから60年代の労働組合運動は「合理化」の諸結果に対し、プラグマティックに金銭的補償を求めてきた。この点に関する81年綱領の変化は重要である。

「<3・3> 技術の発展と組織の変革は、必然的に人間的な労働条件と生活条件をもたらすわけではない。合理化とオートメーションは、労働者の雇用、資格、健康、所得を害するものであってはならない。労働強化だけによって達成される生産性向上には、反対せねばならない。それゆえ、技術革新、組織革新は、労働者の利益が考慮され、不当な社会的結果が除去されて始めて表現が許される。」

「合理化」に対する評価を厳格にした上で、さらに、新綱領は金銭的補償との「取り引き」を行なわないと明言した。

「<3・8> 労働条件、労働環境、労働組織は、労働災害と健康上の危害を除去するように形成されねばならない。……健康は金銭で補償すべきものではない。……」

こうした「合理化」に対する新たな規定は、労働の場において資本蓄積活動をコントロールする運動を一層促進する大きな手がかりとなろう。

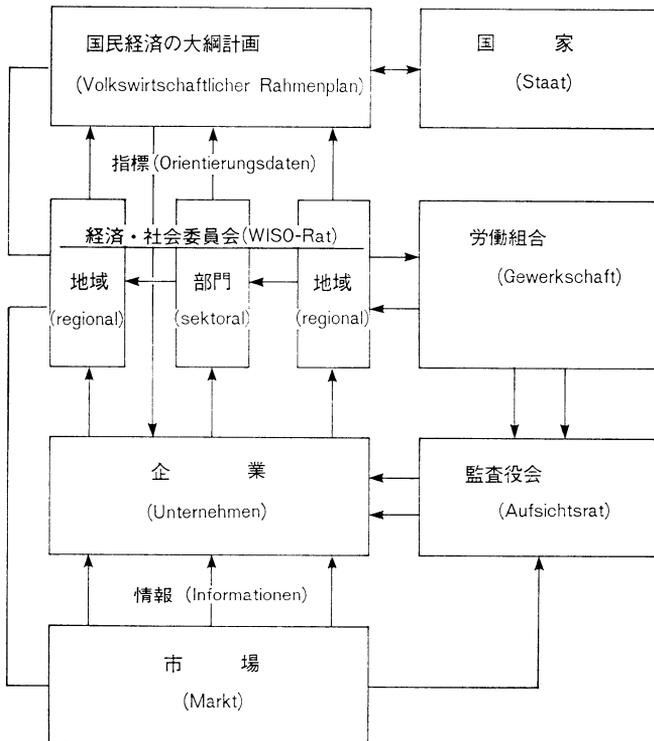
「8章 共同決定」の中に、「経営をこえる共同決定」に関わる規定が新たに取り入れられている。社会改革推進の要たるこの要求は、81年綱領において次のように構想さ

れている。

「<8・4> 国民経済領域における共同決定が実現されねばならない。そのために、連邦・州、地域レベルに経営者と労働者の同数代表からなる経済・社会委員会が設立されねばならない。」

この項目が、西ドイツ国家独占資本主義の民主的改革を展望する上で重要な意義を持つことは、これまでの指摘から明らかであろう。ここで提起された「経済・社会委員会」の位置づけに留意しながら、「10章 国民経済の大綱計画」、「11章 投資誘導」を検討するなら、81年綱領は「経済・社会委員会」を制度的支柱として「経済・社会報告の包括システム」及び「経済・社会報告の諸措置」を実現するという形態で、「経営をこえる共同決定」を要求していることがわかる（第3図参照）。

第3図 「経営をこえる共同決定」のシステム



(出所) Horst Udo Niedenhoff, a.a.O., S.82.

## 「10章 国民経済の大綱計画

<10・2> 経済・社会報告の包括的システムへと改革されるべき国民経済の総合的予測（Gesamtrechnung）を考慮した上で大綱計画を展開しなければならない。大綱計画とは、地域プロジェクト及び産業プロジェクトを、統一的な州・連邦開発計画へ総合したものである。」

この計画の性格と内容は以下の通りである。

「<10・3> 様々なレベルに及ぶ開発計画・プログラムは、人間的な生活条件及び労働条件に関する労働者の利益を重視したものでなければならず、かつ、経済的社会的諸関係における労働者の利害を重視したものでなければならない。これらの計画は、あらゆる地域における質的経済成長と完全雇用の確保に役立つ全ての措置を総合し、均衡させねばならない。」

また、「11章 投資誘導」においては、次のように述べられている。

「<11・2> 投資誘導の基礎は、情報・調整・結果統制（Erfolgskontrolle）のシステムの設立にある。そのために、経済・社会報告（Wirtschafts- und Sozialberichterstattung）の措置を拡充しなければならない。……

——大企業及びコンツェルンの投資計画と雇用政策の結果の報告が義務づけられている投資報告所を設立せねばならない。」

70年代の到達点を反映し、63年綱領では具体的に要求されていなかったこれらの諸制度——「経済・社会委員会」、「投資報告所」、「経済・社会報告の包括システム」——が要求項目に入れられたことは、再三指摘してきたように81年綱領の極めて重要な前進を示す中心的な内容である。これらは、新綱領の経済政策の基調が「質的成長（qualitatives Wachstum）」と完全雇用の確保へ変化したことと相まって、今後の労働組合運動の性格を規定する特別な意味を持っていると言えよう。

しかし、ここにあげた「経営をこえる共同決定」に関わる条文を、60年代末以降のDGBの到達点に照らして立ち入って考察するなら、また、先に見た81年綱領「前文」から「労働の人間化」に至る諸章における多大な前進と比較するなら、以下の諸点でDGB自身が生み出した前進の萌芽が、十分に位置づけられているとは必ずしも言えない側面を残していることも事実である。

それは、まず、情報独占が強まり、労働者の共同決定権が形骸化されてきたなかで、労働組合が共同決定の位置づけを転換し（「闘争任務としての共同決定」）、資本蓄積を規制するための共同決定権を追求してきたことが、充分反映された内容となっていないことである。また、「経済・社会委員会」制度自体も、DGB71年案及びその後の議論の深まりを充分反映したものとはなっていない。81年綱領においては、「経済・社会委員会」が私的資本活動を規制し、行政機構を改革するために持つべきであるとされたはずの教

育・経済政策上の権限は明示されていない。それゆえその機能は、「投資誘導」、「大綱計画」のために「経済・社会報告」を作製する役割に限定され、そこを社会改革上の拠点とするという位置づけが極めて不鮮明なものにとどまっている。別言するなら、DGB81年綱領は、エネルギー政策、科学技術政策、環境政策等広範な国家政策を対象に新たな「経営をこえる共同決定」・参加権要求を提起してはいるが、共同決定の位置づけ、獲得すべき権利、それを裏づける制度に関しては明確な前進がなく、DGB71年案の積極面さえ充分取り入れられずにいるということである。かくして新綱領は、国家独占資本主義諸機構・官僚機構改革の道すじが必ずしも明確とはいえない内容にとどまっている。

かかる限界は、81年綱領において70年代後半の国家認識の前進をふまえる上で不十分さを残していることを意味しており、このことは、「下から」の運動と社会改革の実現の関連づけも不十分なままとした。「経営をこえる共同決定」に関わって集約的に現われているこうした81年綱領の限界については、レミンスキーでさえ次のように厳しい評価を下さざるをえなかった。

「これらの弱点が示しているのは、『経済民主主義』への展開が、1950年以来失なわれたままであるということに他ならない。経営をこえる共同決定と労働協約政策との関連づけが次如しており、政党を通じて実現しようとする、国家に頼ろうとする姿勢を63年基本綱領から変えきれていない。しかも、計画化、社会化、共同決定の関係もあいまいで、三者の結合ができていない。」<sup>5)</sup>

DGB81年綱領の持つこうした限界も同時に認識しておかねばならない。

だが、81年綱領を総体的に評価するなら、限界は残しつつも、DGBの次なる質的発展に向けた大きな土台を作り上げたと見ることができる。新綱領が80年代労働組合運動に付与した見落とすことのできない重要な手がかりを再度要約するなら、次の通りである。81年綱領は、「下から」の運動を発展させるために、まず賃金闘争の自主性を回復し、同時に資本主義的合理化を規制する方針を明確にした。そこでは、労働組合が資本蓄積の諸結果からの保護を事後的に要求するにとどまらず、経済闘争の枠内において、労働条件、労働内容に関わる限りで労働者の従属と貧困化の前提を除去するため、労働者の連帯にもとづく運動の力をもとに資本の決定権へ積極的に介入するという諸規定を、綱領に取り入れたのである。さらに、「協約政策と企業内共同決定」の対象外とされてきた分野においても、国家と独占による反労働者的反国民的諸活動の監視と規制を強めるため、国民生活に関連する広範な要求を労働組合運動の対象内に取り入れた。特

に重要なのは、内容規定に運動の到達点が充分反映しておらず大きな限界を持つものではあるが、国家独占資本主義の民主的改革の重大な手がかりとなる「経営をこえる共同決定」要求を再び綱領に取り戻したことである。ここに、資本と国家活動の決定への新たな質の参加・介入を求める運動を発展させる出発点が生みだされたと言える。

- 1) 綱領改訂過程については、W. Petschick/K. Pickshaus, Verlauf und Ergebniss der Programmdiskussion, in: G. Arndt, F. Deppe, u. a. (Hrsg.), a. a. O., S. 15-35, 参照。
- 2) Vgl. H. O. Vetter, ⑥, S. 201.
- 3) こうして行なわれた討議の状況、論点及び修正動議等については、W. Petschick/K. Pickshaus, a. a. O., S. 18-26, 参照。
- 4) D G B 81年基本綱領に関する先行研究としては、次のものがある。

仲井斌「総同盟はなぜ新綱領を必要としたか」『エコノミスト』1981年6月23日号、同氏「経済の構造変化にどう対応するか」『エコノミスト』1981年6月30日号、山崎隆志「ドイツ労働総同盟の新基本綱領草案」『日本労働協会雑誌』No. 262, 1981年1月、高木郁朗『『産業社会を越える』社会戦略の探求』真柄他『ヨーロッパの政権と労働組合』第一書林, 1984年, 所収。島崎晴哉『『基本綱領』改訂と84年時短闘争』日本の労働組合運動編集委員会『日本の労働組合運動 4巻 経済民主主義運動』大月書店, 1985年, 所収。

本稿は、前章までで考察してきた70年代のD G B 組合運動自体が達成した到達点をもとに、この81年綱領が持つ歴史的意義を検討する。

なお、81年綱領の原文は、G. Arndt/F. Deppe, u. a. (Hrsg.), a. a. O., S. 208-247, に掲載されたものをもとにし、翻訳にあたっては、山崎隆志訳「資料・ドイツ労働総同盟基本綱領」『日本労働協会雑誌』No. 279, 1982年6月, を参考にした。

本稿では、綱領を引用する際、章及び項目番号を示すことで引用箇所を示すこととする。

- 5) G. Leminsky, ⑩, S. 249.

## おわりに

本稿は、従来の西ドイツ労働組合運動研究とはやや異なる視角から、70年代D G B の運動が生みだした様々な積極的到達点とそれを反映したD G B 81年綱領の持つ積極的意義を明らかにしてきた。そこから、本稿は従来の研究では検討されてこなかった点、すなわちD G B 労働組合運動が、西ドイツ国家独占資本主義の民主的改革を展望する上で重大な萌芽を生み出してきたことを明らかにした。別言するなら、D G B が労働組合として、経済危機下にME技術の急速な導入が行なわれるもとの、全労働者の普遍的な要求にもとづく「下から」の多様な運動を発展させ、労働者階級の「分断化傾向」を強める危険性を取り除き、資本、国家、政党からの自主性を回復し、政治的民主主義

の確立、国家機構の改革と、経済の民主的改革を押し進めてきた画期的な前進の萌芽を明らかにした。

さて、西ドイツ経済は、1980年半ばから「単なる成長の中断」とは異なる深刻な恐慌に突入した。それまでECの「機関車」としての西ドイツ経済を支えてきた資本収支は赤字となり、マルク高基調は逆転し、対外経済面における大打撃に襲われた。こうしたなかで政治情勢も大きく変化した。西ドイツの支配勢力は、「経済安定政策」「緊縮路線」の実施を、もはやSPD政権にまかすことはできないと判断し、労働者の利害を真向から切り下げると断言してきたCDUに政権をゆだねる方針を明らかにした。かくして81年冬にCDU／CSUとFDP（自由民主党）の連立が成立し、SPDに替わって政権についた。

労働組合運動はこうした情勢下、新たな「転期（Wendepunkt）」をむかえたと言われている。80年代に入ってからの労働組合の機能低下や、DGB内の左右「二極分化」の危機が取りざたされてきた。他方、1984年には、IGMを先頭に「労働権の実現、週35時間」を掲げた経済闘争が政治問題の焦点となり、さらに、DGB全体として失業反対、社会保障削減反対闘争、反核平和運動への取り組みを強めてきている。

81年綱領に掲げられた積極的諸規定をもとに、DGBがこの「転期」にどのように立ち向かい、70年代の到達点をどのように発展させてきているのか、西ドイツ労働組合運動に対する本稿の分析視角をもとに、今後検討を続けたい。